

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」、「注目すべき変異株（VOI）」、「監視下の変異株（VUM）」に分類※1。変異株の発生動向はゲノムサーベイランスで監視している。

1. 懸念される変異株（Variants of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果が減弱するなど性質が変化した可能性が明らかな株

- B.1.351系統の変異株（ベータ株）※2
- P.1系統の変異株（ガンマ株）
- B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）※3
- B.1.1.529系統の変異株（オミクロン株）

2. 注目すべき変異株（Variants of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆されるかつ国内侵入・増加するリスク等がある株

- 現在該当なし。

3. 監視下の変異株（Variants under Monitoring : VUM）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される又はVOC/VOIに分類されたもので世界的に検出数が著しく減少等している株

- B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）
- B.1.617.1系統の変異株（旧カッパ株）
- C.37系統の変異株（ラムダ株）
- B.1.621系統の変異株（ミュー株）
- AY.4.2系統の変異株（デルタ株（亜系統））※3

※1 国立感染症研究所では、WHO等の分類方法を参考に、変異株をVOC、VOI、VUMに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。※3 デルタ株は、PANGO系統のB.1.617.2系統及びその亜系統にあたるAY系統を含んでいる。

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	ワクチンや抗体医薬の 効果を弱める可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンや抗体医薬の 効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
B.1.617.2系統の 変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	L452R	高い可能性 (アルファ株の1.5 倍高い可能性)	入院リスクが高い 可能性	ワクチンの効果を弱める 可能性
B.1.1.529系統の 変異株 (オミクロン株)	2021年11月 南アフリカ等	N501Y E484A	高い可能性	十分な疫学情報が無く 不明	再感染リスク増加の 可能性 ワクチンの効果を弱める 可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。
 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

※デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいる。

(出典)国立感染症研究所、WHO

新型コロナウイルスの監視下の変異株（VUM）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	概要
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	<ul style="list-style-type: none"> 感染性や重篤度への影響が示唆されている 世界的に検出数が大幅に減少し、追加的な疫学的な影響が見込まれない
B.1.617.1系統の変異株 (旧カッパ株)	2020年10月 インド	L452R E484Q	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加が示唆されている 世界的に検出数が大幅に減少
C.37系統の変異株 (ラムダ株)	2020年8月 ペルー	L452Q F490S D614G	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加が示唆されている
B.1.621系統の変異株 (ミュー株)	2021年1月 コロンビア	E484K N501Y P681H	<ul style="list-style-type: none"> 感染性やワクチンの効果への影響が示唆されている
AY.4.2系統の変異株	2021年10月 英国	L452R Y145H A222V	<ul style="list-style-type: none"> 感染性等への影響について示唆されている

※PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

※デルタ株は、PANGO 系統の B.1.617.2 系統及びその亜系統にあたる AY 系統を含んでいる。

(出典) 国立感染症研究所、WHO

国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析

累積:94,777 (11/22時点) (+988) 括弧内は11/15時点比

都道府県別・空港等検疫の累積：北海道3,232、青森県316、岩手県557、宮城県2,534、秋田県299、山形県523、福島県2,178、茨城県3,367、栃木県2,043、群馬県1,225、埼玉県4,177、千葉県4,097、東京都929、神奈川県2,967、新潟県1,827、富山県765、石川県1,560、福井県941、山梨県346、長野県1,362、岐阜県702、静岡県1,833、愛知県1,179、三重県1,656、滋賀県878、京都府1,969、大阪府3,055、兵庫県11,172、奈良県1,231、和歌山県1,872、鳥取県613、島根県951、岡山県1,333、広島県2,800、山口県2,361、徳島県442、香川県906、愛媛県583、高知県763、福岡県10,332、佐賀県697、長崎県961、熊本県1,612、大分県1,164、宮崎県687、鹿児島県1,827、沖縄県2,518、空港等検疫3,435

国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOCs, VUMs

(系統のみを特定できたものも含む) (11/22時点) 括弧内は11/15時点比

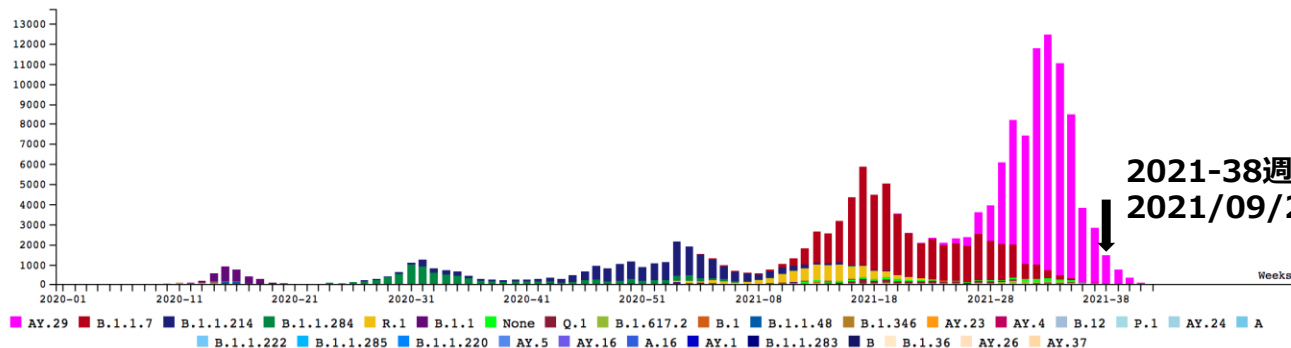
B.1.351系統の変異株 (ベータ株)	: 国内25例 (+0例)、検疫92例 (+0例)
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	: 国内107例 (+0例)、検疫30例 (+0例)
B.1.617.2系統の変異株 (デルタ株)	: 国内87,918例 (+1,881例)、検疫1,237例 (+39例)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	: 国内51,234例 (+613例)、検疫342例 (+0例)
B.1.617.1系統の変異株 (旧カッパ株)	: 国内8例 (+0例)、検疫19例 (+0例)
C.37系統の変異株 (ラムダ株)	: 国内0例、検疫4例 (+0例)
B.1.621系統の変異株 (ミュー株)	: 国内0例、検疫2例 (+0例)
AY.4.2系統の変異株 (デルタ株)	: 国内0例、検疫1例 (+0例)

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。
※デルタ株にはB.1.617.2系統と同等の変異を有する系統 (AY.1等) が含まれる。

新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況（国立感染症研究所）

国内 新型コロナゲノムの PANGO lineage 変遷（2021/10/22 現在）

[Only Domestic] Weekly Top 30 Graph (count each week)



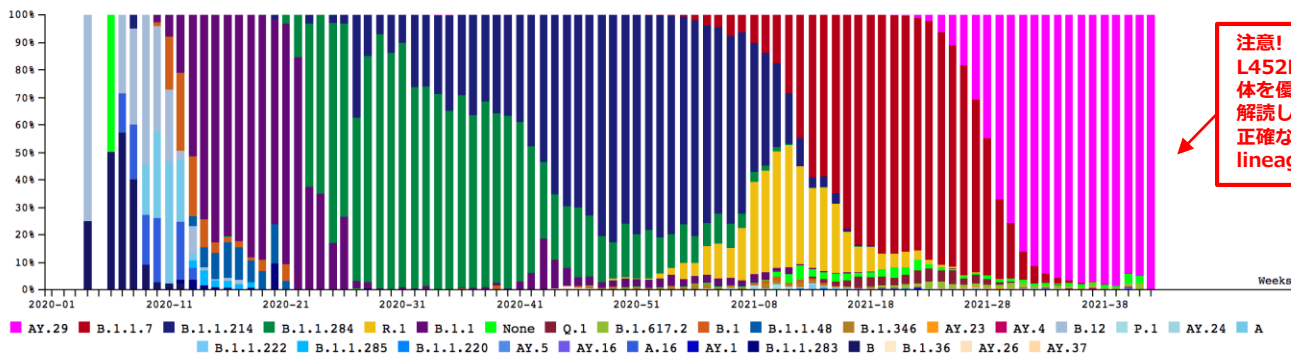
2021-38週
2021/09/20 - 09/26

None: Not available correct PANGO lineage with low sequence quality because of low viral RNA load.

(ウイルス量が少なくゲノム情報が不十分であり正確に PANGO 系統を判定できない対象)

2021-38	
AY.29	1433
B.1.1.7	3
B.1.1.214	0
B.1.1.284	0
R.1	0
B.1.1	0
None	15
Q.1	0
B.1.617.2	8
B.1	0
B.1.1.484	0
B.1.346	0
AY.23	0
AY.4	2

[Only Domestic] Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



注意!
L452R PCR陽性検体を優先してゲノム解読しているため、正確な母数でPANGO lineage判定できない。

None: Not available correct PANGO lineage with low sequence quality because of low viral RNA load.

(ウイルス量が少なくゲノム情報が不十分であり正確に PANGO 系統を判定できない対象)

※その他の株は検出されていない。

※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む。

※各都道府県のゲノムサーベイランスの状況については、厚生労働省HPの新型コロナウイルス感染症について/国内の発生状況/変異株に関する参考資料、において公表しています。

SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 報）

2021 年 11 月 28 日

国立感染症研究所

WHO は 2021 年 11 月 24 日に B.1.1.529 系統を監視下の変異株（Variant Under Monitoring; VUM）に分類したが（WHO. Tracking SARS-CoV-2 variants）、同年 11 月 26 日にウイルス特性の変化可能性を考慮し、「オミクロン株」と命名し、懸念すべき変異株（Variant of Concern; VOC）に位置づけを変更した（WHO. Classification of Omicron (B.1.1.529)）。同じく、欧州 CDC（ECDC）も、11 月 25 日時点では同株を注目すべき変異株（Variant of Interest; VOI）に分類していたが（ECDC. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021）、11 月 26 日に VOC に変更した（ECDC. Threat Assessment Brief）。

2021 年 11 月 26 日、国立感染症研究所は、PANGO 系統で B.1.1.529 系統に分類される変異株を、感染・伝播性、抗原性の変化等を踏まえた評価に基づき、注目すべき変異株（VOI）として位置づけ、監視体制の強化を開始した。2021 年 11 月 28 日、国外における情報と国内のリスク評価の更新に基づき、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を、懸念すべき変異株（VOC）に位置づけを変更する。

表 SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）の概要

PANGO 系統名	日本 感染研	WHO	EU ECDC	UK HSA	スパイクタンパク質受容体 結合ドメインの主な変異	検出報告国・地域数
B.1.1.529	VOC	VOC	VOC	International VUI	K417N, N440K, G446S, S477N, T478K, E484A, Q493K, G496S, Q498R, N501Y, Y505H	9 (南アフリカ、ボツワナ、香港、イスラエル、ベルギー、イギリス、イタリア、ドイツ*、チェコ*)

*メディア情報より

オミクロン株について

- オミクロン株は基準株と比較し、スパイクタンパク質に 30 か所のアミノ酸置換（以下、便宜的に「変異」と呼ぶ。）を有し、3 か所の小欠損と 1 か所の挿入部位を持つ特徴がある。このうち 15 か所の変異は受容体結合部位（Receptor binding protein; RBD; residues 319-541）に存在する（ECDC. Threat Assessment Brief）。
- オミクロン株に共通するスパイクタンパク質の変異のうち、H655Y、N679K、P681H は S1/S2 フリン開裂部位近傍の変異であり、細胞への侵入しやすさに関連する可能性がある。nsp6 における 105-107 欠失はアルファ株、ベータ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在する変異であり、免疫逃避に寄与する可能性や感染・伝播性を高める可能性がある。ヌクレオカプシドタンパク質における R203K、G204R 変異はアルファ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在し、感染・伝播性を高める可能性がある（Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25）。

海外での流行状況と評価

- 2021年11月27日時点で、南アフリカで77例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、ボツワナで4例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、香港で2例(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404)、イスラエルで1例 (Government of Israel)、ベルギーで1例 (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory)、英国で2例 (First UK cases of Omicron variant identified)、イタリアで1例 (GISAID accessed on Nov. 28)、ドイツで2例 (Two Omicron coronavirus cases found in Germany)、チェコで1例 (Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain) が確認されている。
- 南アフリカにおいては、ハウテン州の COVID-19 患者数が増加傾向にある(New COVID-19 variant detected in South Africa – NICD, LATEST CONFIRMED CASES OF COVID-19 IN SOUTH AFRICA (25 November 2021) - NICD)。南アフリカでは、公共の場での常時のマスク着用、夜間の外出禁止、飲食店の時短営業、集会の人数制限、酒類の夜間販売停止等の対策が継続されていた(Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2))。
- 南アフリカハウテン州で2021年11月12日から20日までに採取された77検体すべてがB.1.1.529系統であった(Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021.)。他に100例以上の関連症例の存在が示唆されている(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。11月以降に遺伝子配列が決定された新型コロナウイルスの検出割合では、B.1.1.529系統が増加傾向で、2021年11月15日時点では75%以上を占めていた(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。
- 南アフリカにおいて、SGTF (後述：評価—「診断への影響」の項を参照) を利用したPCR検査では、11月中旬よりほとんどの地方で(オミクロン株と想定される)SGTFの検出が急増しており、特に、ハウテン州では、直近数日の間に50%以上の株がSGTFとなっている(ECDC; Threat Assessment Brief: ECDC, DOH RSA. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)。
- 香港で報告された2症例のうち1例は2回のワクチン接種歴があり、10月下旬から11月にかけて南アフリカへの渡航歴があり、症状はなかった(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew)。別の1例はカナダからの帰国者で、2回のワクチン接種歴があり、上記の症例と同じ検疫隔離用ホテルの向かいの部屋に滞在しており、発症を契機に検査を受け、陽性が判明した(CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19)。この2症例が滞在した2つの部屋と、同じ階の廊下と共用エリアの環境から検体が採取され、87検体中25検体が陽性であった。これらの陽性検体はいずれも陽性者2例が滞在した部屋から採取されたものであった (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。
- 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP)の発表によると、南アフリカからの帰国者症例がサージカルマスクを着用せずにホテルの部屋のドアを開けた際に、別の1例が感染した可能性があるとしている (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。CHPは症例が滞在した居室の左右隣3部屋に滞在していた者を隔離した。現在のところ、さらなる症例は報告されていない(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and

provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404, CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。

- ボツワナで報告された 4 例は渡航者であり、2021 年 11 月 11 日にボツワナから出国する際の検疫で探知された (Botswana Government)。ボツワナから初期に GSAID に登録された 5 検体は、南アフリカから GSAID に登録された株との関連が示唆される (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory *)。ただし、アフリカ地域において、最近 30 日以内に GSAID に遺伝子配列を登録している国は、ボツワナと南アフリカのみである (ECDC; Threat Assessment Brief)。
- イスラエルで報告された 1 例は、マラウイから帰国したワクチン接種歴のある症例であった。その他、イスラエル国外からの帰国者 2 例が疑い例として検査を受けており、現在隔離されている (Government of Israel)。
- ベルギーからは、トルコ経由でエジプトから渡航した若年女性 1 例が報告された。この症例は、ワクチン接種歴がなく、過去の感染歴は確認されていない。この症例で、南アフリカやアフリカ南部地域への渡航歴は確認されていない。現在、この症例は、インフルエンザ様の症状があるが重症ではない (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory)。
- 英国から 2021 年 11 月 27 日に報告された 2 症例は互いに関連があり、また南アフリカ渡航への関与が確認された。2 症例の家族は検査を実施した上で自主隔離が要請されている。現在、この 2 症例の接触者調査が進行中である (First UK cases of Omicron variant identified)。

国内での検出状況

- ゲノムサーベイランスでは、国内及び検疫検体に B.1.1.529 系統に相当する変異を示す検体は検出されていない (2021 年 11 月 27 日時点)。

評価

- オミクロン株については、ウイルスの性状に関する実験的な評価はまだなく、また、疫学的な評価を行うに十分な情報が得られていない状況である。年代別の感染性への影響、重篤度、ワクチンや治療薬の効果についての実社会での影響、既存株感染者の再感染のリスクなどへの注視が必要である。
- 感染・伝播性への影響
 - 南アフリカにおいて流行株がデルタ株からオミクロン株に急速に置換されていることから、オミクロン株の著しい感染・伝播性の高さが懸念される (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529), ECDC; Threat Assessment Brief)。
- 免疫への影響
 - オミクロン株の有する変異は、これまでに検出された株の中で最も多様性があり、感染・伝播性の増加、既存のワクチン効果の著しい低下、及び再感染リスクの増加が強く懸念される (ECDC; Threat Assessment Brief) 。
 - スパイクタンパク質へ実験的に変異を 20 ヶ所入れた合成ウイルスを用いた実験で、既感染者及びワクチン接種者の血清で高度な免疫逃避が確認されたとする報告がある。オミクロン株においても、このような多重変異によるワクチン効果の低下及び再感染の可能性が懸念される

(High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature.)。

- 重篤度への影響
 - 現時点では重篤度の変化については、十分な疫学情報がなく不明である。
- 診断への影響
 - 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに記載の PCR 検査法のプライマー部分に変異は無く、検出感度の低下はないと想定される。
 - オミクロン株は国内で現在使用される SARS-CoV-2PCR 診断キットでは検出可能と考えられる。
 - Thermo Fisher 社 TaqPath において採用されているプライマーにおいて、ORF1, N, S 遺伝子の PCR で S 遺伝子が検出されない (S gene target failure; SGTF と呼ばれる) 特徴をもつ。一方で、これまで多くの国で流行の主体となっているデルタ株では S 遺伝子が検出されることから、この特徴を利用し、オミクロン株の代理マーカーとして、SGTF が利用できる (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529))。SGTF はアルファ株でもみられ、代理マーカーとして使用された。
 - 抗原定性検査キットについては、ヌクレオカプシドタンパク質の変異の分析で診断の影響はないとされるが、南アフリカ政府において検証作業が進められている。(NCID: Frequently asked questions for the B.1.1.529 mutated SARS-CoV-2 lineage in South Africa)
- 疫学的拡大状況
 - 南アフリカにおけるハウテン州を含めた多くの地域での急速な感染拡大については、イベント等による人々の社会的接触機会の増大や、他の変異株の影響等の要因も排除できない。南アフリカではウイルスの遺伝子配列決定数は感染者数に対して僅かであり、また地域差もあることを考慮して解釈する必要がある。南アフリカでの感染者数の急増における本変異株の寄与の程度はまだ明らかではないが、ほとんどの地方で SGTF 検出が急速に増加していること、ボツワナやマラウイからの渡航者で症例が確認されていることを考慮するとオミクロン株が南部アフリカ地域で増加している可能性が高い。
 - 症例が報告されていないエジプトからの渡航者における輸入例が検出されていること、またアフリカ地域においてゲノムサーベイランスが十分に実施されていない国もあることを考慮すると、他のアフリカ地域でも、すでにオミクロン株による感染が拡大している可能性がある。
 - 南部アフリカ地域との人の往来の多い国においては、探知されていない輸入例が発生している可能性がある。さらに、それらの国でゲノムサーベイランスの質が十分でない場合はオミクロン株による感染拡大の程度が過少評価されている可能性がある。
 - ゲノムサーベイランス上は、B.1.1.529 系統と想定されるウイルスの検疫・国内検出例はまだなく、現時点で国内でのオミクロン株による感染拡大を示唆する所見はない。日本では、オミクロン株による症例の発生が報告されている地域との人の往来は限定的であるものの、今後国内で検知される可能性はありうる。引き続きゲノムサーベイランスで検疫・国内での監視を行う。

基本的な感染対策の推奨

- 個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨される。

参考文献

- Botswana Government. New COVID 19 Variant detected in Botswana. <https://twitter.com/BWGovernment/status/1463874240130785280>
- Callaway, Ewen. Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021. doi: 10.1038/d41586-021-03552-w. Online ahead of print.
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/25/P2021112500379.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/15/P2021111500581.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/20/P2021112000410.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/22/P2021112200897.htm>
- Department Health, Republic of South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25 November 2021. <https://sacoronavirus.co.za/2021/11/25/sars-cov-2-sequencing-new-variant-update-25-november-2021/>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. Six African countries added to red list to protect public health as UK designates new Variant under Investigation. <https://www.gov.uk/government/news/six-african-countries-added-to-red-list-to-protect-public-health-as-uk-designates-new-variant-under-investigation>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. First UK cases of Omicron variant identified. <https://www.gov.uk/government/news/first-uk-cases-of-omicron-variant-identified>
- European Centre for Disease Prevention and Control. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021. <https://www.ecdc.europa.eu/en/covid-19/variants-concern>
- European Centre for Disease Prevention and Control. Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern (Omicron) for the EU/EEA. [Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern \(Omicron\) for the EU/EEA \(europa.eu\)](https://www.ecdc.europa.eu/en/Threat-Assessment-Brief-Implications-of-the-emergence-and-spread-of-the-SARS-CoV-2-B.1.1.529-variant-of-concern-Omicron-for-the-EU-EEA)

- GISAID. VOC Omicron GR/484A(B.1.1.529) first detected in Botswana/Hong Kong/South Africa. <https://www.gisaid.org/hcov19-variants/>
- Government of Israel. The variant discovered in South African countries was identified(機械翻訳). <https://www.gov.il/he/departments/news/26112021-01>
- The Khaleej Times. Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain. <https://www.khaleejtimes.com/coronavirus/omicron-hospital-confirms-first-czech-case-of-new-covid-strain>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. New COVID-19 variant detected in South Africa. <https://www.nicd.ac.za/new-covid-19-variant-detected-in-south-africa/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. Latest Confirmed Cases Of COVID-19 In South Africa (25 November 2021). <https://www.nicd.ac.za/latest-confirmed-cases-of-covid-19-in-south-africa-25-november-2021/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. FREQUENTLY ASKED QUESTIONS FOR THE B.1.1.529 MUTATED SARS-COV-2 LINEAGE IN SOUTH AFRICA. <https://www.nicd.ac.za/frequently-asked-questions-for-the-b-1-1-529-mutated-sars-cov-2-lineage-in-south-africa/>
- National Reference Laboratory, UZ Leuven and KU Leuven. Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium. Situation update. 26 of November 2021 (report 2021_56). https://assets.uzleuven.be/files/2021-11/genomic_surveillance_update_211126.pdf
- News24. Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme. <https://www.youtube.com/watch?v=Vh4XMueP1zQ>
- Republicworld.com. Omicron variant: Germany, Czech Republic report first cases of new COVID strain. <https://www.republicworld.com/world-news/europe/omicron-variant-germany-czech-republic-report-first-cases-of-new-covid-strain.html>
- Reuters. Two Omicron coronavirus cases found in Germany. <https://www.reuters.com/world/europe/suspected-omicron-case-found-germany-regional-minister-2021-11-27/>
- Schmidt, Fabian., Weisbum, Yiska., Rutkowska, Magdalena., et al. High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature. 2021 Sep 20. doi: 10.1038/s41586-021-04005-0. Online ahead of print.
- South African Government. Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2). https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon960.pdf
- World Health Organization. Tracking SARS-CoV-2 variants. <https://www.who.int/en/activities/tracking-SARS-CoV-2-variants/>
- World Health Organization. Classification of Omicron (B.1.1.529): SARS-CoV-2 Variant of Concern. [https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-\(b.1.1.529\)-sars-cov-2-variant-of-concern](https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-(b.1.1.529)-sars-cov-2-variant-of-concern)

注意事項

- 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

更新履歴

第2報 2021/11/28

第1報 2021/11/26

SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統について（第 1 報）

2021 年 11 月 26 日

国立感染症研究所

国立感染症研究所は、PANGO 系統で B.1.1.529 系統に分類される変異株を、感染・伝播性、抗原性の変化等を踏まえた評価に基づき、注目すべき変異株（VOI：Variants of Interest）として位置づけ、監視体制の強化を行う。

B.1.1.529 系統について

- B.1.1.529 系統は、スパイクタンパク質に 32 か所の変異を有している。それらの変異のうち、H655Y、N679K、P681H は S1/S2 フリン開裂部位近傍の変異であり、細胞への侵入しやすさに関連する可能性がある。nsp6 ドメインにおける 105-107 欠失はアルファ株、ベータ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在する変異であり、伝播性を高める可能性がある。ヌクレオカプシドドメインにおける R203K、G204R 変異はアルファ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在し、感染性を高める可能性がある(1)。
- 2021 年 11 月 24 日、WHO は B.1.1.529 系統を監視下の変異株（Variant Under Monitoring; VUM）に分類した(2)。同年 11 月 25 日、欧州 CDC（ECDC）は同系統を注目すべき変異株注目すべき変異株（Variant of Interest）に分類した(3)。

表 SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統の概要

PANGO 系統名	日本 感染研	WHO	EU ECDC	UK HSA	スパイクタンパク質受容体結合ドメインの主な変異	検出報告国数
B.1.1.529	VOI	VUM	VOI	International VUI	K417N, N440K, G446S, S477N, T478K, E484A, Q493K, G496S, Q498R, N501Y, Y505H	3 (南アフリカ、ボツワナ、香港)

海外での流行状況と評価

- 2021 年 11 月 25 日時点で南アフリカで 77 例(1)、ボツワナで 4 例(1)、香港で 2 例(4)が確認されている。
- 南アフリカにおいてはハウテン州において COVID-19 患者数が増加傾向にある(5, 6)。南アフリカでは、公共の場での常時のマスク着用、夜間の外出禁止、飲食店の時短営業、集会の人数制限、酒類の夜間販売停止等の対策が継続されていた(7)。
- 南アフリカハウテン州で 2021 年 11 月 12 日から 20 日までに採取された 77 検体すべてが B.1.1.529 系統であった(8)。他に 100 例以上の関連症例の存在が示唆されている(9)。11 月以降に遺伝子配列が決定された新型コロナウイルスの検出割合では、B.1.1.529 系統が増加傾向で、2021

年 11 月 15 日時点では 75%以上を占めていた (9)。

- 香港で報告された 2 症例のうち 1 例は 2 回のワクチン接種歴があり、10 月下旬から 11 月にかけて南アフリカへの渡航歴があり、症状はなかった(10)。別の 1 例はカナダからの帰国者で 2 回のワクチン接種歴があり上記の症例と同じ検疫隔離用ホテルの向かいの部屋に滞在しており、発症を契機に検査を受け、陽性が判明した(11)。この 2 症例が滞在した 2 つの部屋と、同じ階の廊下と共用エリアの環境から検体が採取され、87 検体中 25 検体が陽性であった(12)。香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP)の発表によると、南アフリカからの帰国者症例がサージカルマスクを着用せずにホテルの部屋のドアを開けた際に、別の 1 例が感染した可能性があるとしている (12)。CHP は症例が滞在した居室の左右隣 3 部屋に滞在していた者を隔離した。現在のところさらなる症例は報告されていない(4,12)。
- 英国は、2021 年 11 月 25 日、B.1.1.529 系統への懸念が高まっているとして、アフリカ南部 6 か国 (南アフリカ、ナミビア、ジンバブエ、ボツワナ、レソト、エスティワニ) から英国への渡航者に政府指定施設隔離を義務付けると発表した(13)。同国では B.1.1.529 系統を VUI としている(13)。

国内での検出状況

- ゲノムサーベイランスでは、国内及び検疫検体に B.1.1.529 系統に相当する変異を示す検体は検出されていない (2021 年 11 月 26 日時点)。
- 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに記載の PCR 検査法のプライマー部分に変異は無く、検出感度の低下はないと想定される。

評価

- B.1.1.529 系統については、遺伝子配列情報から感染・伝播性や抗原性の変化を示唆されるが、ウイルスの性状に関する実験的な評価はまだない。また、疫学的な評価を行うには十分な情報がまだ得られていない。年代別の感染性への影響、重篤度、ワクチンや治療薬の効果へのフィールドでの影響、既存株感染者の再感染のリスクなどへの注視が必要である。
- 南アフリカのハウテン州を中心とした急速な感染拡大については、イベント等による人々の社会的接触機会の増大や、他の変異株の影響等の要因も排除できない。南アフリカではウイルスの遺伝子配列決定数は感染者数に対して僅かであり、また地域差もあることを考慮して解釈する必要がある。南アフリカでの感染者数の急増における本変異株の寄与の程度は明らかではないが、B.1.1.529 系統が南アフリカ国内で増加している可能性がある。
- 周辺国についても、十分にゲノムサーベイランスが行われていない国もあることから、同系統の感染状況が過少評価されている可能性がある。
- B.1.1.529 系統と想定されるウイルスの検疫・国内検出例はまだないが、引き続きゲノムサーベイランスで検疫・国内での監視を行う。
- 個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨される。

参考文献

- 1) Department Health Republic of South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25 November 2021. <https://sacoronavirus.co.za/2021/11/25/sars-cov-2-sequencing-new-variant-update-25-november-2021/>
- 2) World Health Organization. Tracking SARS-CoV-2 variants. <https://www.who.int/en/activities/tracking-SARS-CoV-2-variants/>
- 3) European Centre for Disease Prevention and Control. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021. <https://www.ecdc.europa.eu/en/covid-19/variants-concern>
- 4) 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP). <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/25/P2021112500379.htm>
- 5) New COVID-19 variant detected in South Africa – NICD <https://www.nicd.ac.za/new-covid-19-variant-detected-in-south-africa/>
- 6) LATEST CONFIRMED CASES OF COVID-19 IN SOUTH AFRICA (25 November 2021) - NICD <https://www.nicd.ac.za/latest-confirmed-cases-of-covid-19-in-south-africa-25-november-2021/>
- 7) Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2) https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon960.pdf
- 8) Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021. <https://www.nature.com/articles/d41586-021-03552-w>
- 9) Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme <https://www.youtube.com/watch?v=Vh4XMueP1zQ>
- 10) 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP). CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/15/P2021111500581.htm>
- 11) 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP). CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19 <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/20/P2021112000410.htm>
- 12) 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP). CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404 <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/22/P2021112200897.htm>
- 13) Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. Six African countries added to red list to protect public health as UK designates new Variant under Investigation <https://www.gov.uk/government/news/six-african-countries-added-to-red-list-to-protect-public-health-as-uk-designates-new-variant-under-investigation>

注意事項

- 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

オミクロン株に対する水際措置の強化について

緊急避難的対応として、予防的観点から当面 1 か月の間、以下の措置を講じる。

1. 外国人の入国停止

11 月 30 日以降外国人の入国を停止する。

※既存の査証発給済者を含む。

※11 月 30 日午前 0 時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

2. 日本人等の入国規制強化

- 以下の国・地域からの帰国者等に対する指定施設待機措置を追加する。

10 日間待機国：アンゴラ（これにより、計 10 か国）

6 日間待機国：イスラエル、英国、オランダ、イタリア（計 4 か国）

3 日間待機国地域：豪州、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、フランス、
カナダ（オンタリオ州）、ベルギー、オーストリア
（計 9 か国・地域）

※11 月 29 日正午現在。今後、各国の状況により追加等がありうる。

※10 日間待機国は 11 月 30 日午前 0 時から適用を開始する。6 日間待機国及び 3 日間待機国・
地域は 12 月 1 日午前 0 時から適用を開始する。

- ワクチン接種者を含め、全ての日本人等の帰国者等に 14 日間の待機を求める。

3. モニタリングの強化等

（1）オミクロン株に係る指定国からの入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化する。

（2）変異株サーベイランス体制を強化する。

4. 感染症危険情報の引上げ

アンゴラ、モザンビークについて、レベル 2 からレベル 3 に引き上げる。

5. 入国者総数の引下げ

入国者総数について、11 月 26 日から引き上げた 1 日 5,000 人の措置を停止し、
12 月 1 日より、1 日 3,500 人目途に引き下げる。

オミクロン株に対する対応方針について
(11月30日(火)時点)

1. オミクロン株等指定国の追加指定について

スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガルをオミクロン株の
3日間待機指定国に指定

2. 外国人の再入国の拒否について

オミクロン株に係る「再入国拒否対象国・地域」を創設し、10日間待機
国を指定

1 上記再入国拒否対象は、身分に基づく在留資格者(永住者等)を除く

2 現在、上陸拒否対象国ではないアンゴラ、モザンビークについては、NSC 決定及びコ
ロナ本部の開催を経て、可及的速やかに上陸拒否対象国地域に指定の上、再入国拒否対象
国に指定

水際対策強化に係る新たな措置（20）
（オミクロン株に対する水際措置の強化）

令和3年11月30日

1. オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）については、本措置に基づき「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域」として別途の指定を行う。

2. 外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）（以下「措置（19）」という。）2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

（1）「措置（19）」1. に基づく、有効なワクチン接種証明書保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

（2）「水際対策強化に係る新たな措置（18）」（令和3年9月27日）1. 及び2. に基づく措置を、本年12月31日までの間、停止する。

4. モニタリングの強化等

上記1の指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化する。

5. 入国者総数の引下げ

日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制する。

（注1）上記1に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（注2）上記1に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注3）上記2に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、本年11月30日午前0時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

（注4）上記3（1）に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（注5）上記3（1）に基づく措置における、令和3年12月1日午前0時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者については「措置（19）」1. に基づく特定行動を認めない。

（注6）上記3（2）に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者に適用

する。

(注7) 上記4に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(注8) 上記5に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(以上)

令和3年11月29日

最終改訂 令和3年11月30日

水際対策強化に係る新たな措置（20）1. に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アンゴラ、イスラエル、イタリア、英国、エスワティニ、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、豪州、ザンビア、ジンバブエ、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、ナミビア、フランス、ベルギー、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト	令和3年11月29日	令和3年11月30日午前0時
<u>スウェーデン</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>ナイジェリア</u> 、 <u>ポルトガル</u>	令和3年11月30日	令和3年12月1日午前0時

水際対策強化に係る新たな措置（１９）
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び
外国人の新規入国制限の見直し）

令和３年 11 月 5 日

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後 4 日目からの行動制限の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年 9 月 17 日）（以下「措置（１７）」という。） 1.（３）の指定国・地域、措置（１７） 2. の指定国・地域、又は措置（１７）の指定国・地域以外の国・地域（非指定国・地域）から帰国・入国する者であって、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年 9 月 27 日）（以下「措置（１８）」という。）において有効と定めているもの。）を保持しているものうち、下記（１）～（４）のいずれかに該当し、特定の省庁（原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。）から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から帰国・入国前に審査を受けた者については、入国後 14 日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後 3 日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR 検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後 4 日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）を認めることとする。

また、特定行動が認められる者の親族について、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける親族については、下記（１）～（４）のいずれにも該当しない場合であっても、上記の要件を全て満たす場合には、特定行動を認めることとする。

- （１）日本人の帰国者
- （２）在留資格を有する再入国者
- （３）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国者
- （４）緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者

2. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（４）」（令和 2 年 12 月 26 日） 1 の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（１）又は（２）の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （１）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国
- （２）長期間の滞在の新規入国

3. 上記措置の適用

上記 1 及び 2 に基づく措置の適用には、受入責任者から業所管省庁に対して、実施要領（内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省において作成し別途公表）に沿って、誓約書や活動計画書を含む申請書式を提出し、業所管省庁の事前の審査を受ける必要がある。

（注 1）上記に基づく措置は、令和 3 年 11 月 8 日午前 10 時（日本時間）以降に帰国・入国する者で、事前に業所管省庁の審査を受けた者を対象とする。

（注 2）上記 1 に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前 14 日以内に上記 1 で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。

（注 3）上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。

（注 4）上記に基づく措置に関する問い合わせ先及び各省庁の申請窓口は内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のホームページを参照のこと。

（注 5）上記 1 に基づく措置の対象となる者であっても、措置（18）に基づく自宅待機期間の短縮のためには、措置（18）の定めにより、入国後 10 日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を別途厚生労働省に届け出る必要がある。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（18）
（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）

令和3年9月27日

1. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下、「措置（17）」）の1.（3）の指定国・地域、措置（17）の2.の指定国・地域又は措置（17）の指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。）を保持している者については、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後14日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求めないこととする。

2. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置（17）の1.（3）の指定国・地域又は措置（17）の2.の指定国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和3年10月1日午前0時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注2）上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（17）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1. に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1) 上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)の別添1の書式は廃止する。
- (注3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)の別添の書式は廃止する。
- (注4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注5) 上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について
(要旨)

以下の14か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ナミビア、ボツワナ、ポルトガル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

1 スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者については、新たに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、令和3年12月2日午前0時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

2 アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソトからのすべての入国者及び帰国者については、「1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）」に変更することとし、引き続き、令和3年12月1日午前0時から、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただきます。これに加えて、これらの国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとします。なお、モザンビーク及びアンゴラに関しては、必要な手続を終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とします。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の48か国・地域です。

(1) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機、入国後3日目、6日目及び10日目の検査が求められ、再入国原則拒否の対象となる国・地域

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機、入国後3日目及び6日目の検査が求められる国・地域

イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機、入国後3日目の検査が求められる国・地域

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

令和3年9月17日

最終改訂 令和3年11月26日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（17）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和3年9月17日	
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カッパ株）	令和3年9月17日	令和3年9月27日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和3年11月26日	

（以上）

令和3年9月17日

最終改訂 令和3年11月30日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）
<u>エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソト</u>	令和3年11月30日	令和3年12月2日 午前0時	令和3年12月2日 午前0時

2. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（1）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）
モザンビーク	令和3年11月27日	令和3年11月28日午前0時
アンゴラ	令和3年11月29日	令和3年11月30日午前0時

※エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソトは、「1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）」に変更することとし、令和3年12月2日午前0時以降の入国者及び帰国者については、上記1. の対象国・地域としての措置を実施することとする。なお、モザンビーク及びアンゴラに関しては、必要な手続を終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とする。

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時(日本時間)	再入国原則拒否措置の実施開始日時(日本時間)

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時(日本時間)
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
イスラエル、イタリア、英国、オランダ	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時(日本時間)
エクアドル、コロンビア、ドミニカ共和国、ハイチ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、チェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、香港	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル	令和3年11月30日	令和3年12月2日午前0時

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2.に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時(日本時間)
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、ケニア、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（17）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1. に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注1) 上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)の別添1の書式は廃止する。
- (注3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(16)」(令和3年7月6日)の別添の書式は廃止する。
- (注4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注5) 上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)

1 11月30日付けの追加指定（12月2日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

(1) 10日間待機 → 10日間待機+再入国原則拒否：アンゴラ※、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク※、レソト

(2) 待機なし → 3日間待機：スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（12月2日午前0時以降適用開始）

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（10か国）
アンゴラ※、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク※、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（7か国）
イスラエル、イタリア、英国、オランダ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（31か国・地域）
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スウェーデン、スペイン、スリナム、チエコ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計27）。

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※アンゴラ及びモザンビークに関しては、必要な手続きを終え次第、可及的速やかに再入国原則拒否の対象とする。

報道関係者 各位

令和3年11月30日

【照会先】

厚生労働省

医薬・生活衛生局検疫所業務課

検疫所業務企画調整官 川崎 信一 (内線 2461)

課長補佐 田島 章太郎 (内線 2463)

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長 梅田 浩史 (内線 2389)

班 長 川越 匡洋 (内線 8200)

係 長 山田 大悟 (内線 2387)

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症（変異株）の無症状病原体保有者について

海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者1名の検体について、国立感染症研究所でゲノム解析を実施したところ、南アフリカを中心に確認されている新たな変異株「オミクロン株」(B.1.1.529系統の変異株)が確認されました。オミクロン株が空港検疫で確認されたのは初めてです。現在、当該入国者は医療機関において隔離を実施しています。

厚生労働省としては、引き続き、各国政府やWHO、専門家等とも連携しつつ、諸外国の感染状況を注視しながら、機動的な感染拡大防止対策に努めてまいります。

報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

参考 SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統（オミクロン株）について（第2報）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10792-cepr-b11529-2.html>

【新型コロナウイルス感染症（変異株）の無症状病原体保有者の発生状況】

No.	到着地	到着日	年代	性別	滞在国	症状	WHO の呼称 （※2）	PANGO 系統 （※3）
1	成田	11月28日	30代	男性	ナミビア	無症状 （※1）	オミクロン株	B.1.1.529

※1 空港等到着時は無症状でしたが、宿泊療養施設に移動後、発熱の症状を確認しております。

※2 WHO の呼称は、公表時点で命名されているものを記載している。

※3 PANGO 系統は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。公表時点で最新の分類を基に決定された系統を表記しているが、定期的に更新されていることから、後日分類が変更される可能性がある。